つくば市市民参加推進に関する指針(案)のパブリックコメント手続の実施結果

平成30年3月つくば市政策イノベーション部企画経営課

#### ■ 意見集計結果

平成 30 年2月2日から3月5日までの間, つくば市市民参加推進に関する指針 (案)について, 意見募集を行った結果, 5人から 17 件の意見の提出がありました。これらの意見について, 適宜要約した上, 項目ごとに整理し, それに対する市の考え方をまとめましたので, 公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	5人
合 計	5人

#### ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

#### 〇 指針全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	本指針が市役所の各担当で確		庁内で十分に周知し、市民参加を推
1	実に実行されるようにしてほし	1件	進していきます。
	V'o		
	仕事をしていない人や, 主婦,		「3(2)参加しやすい環境づくり」
	高齢者だけの意見を聴くのでは		で示しているとおり、できる限り参加
2	なく、昼間は働いている人等の意	1 <i>II</i> H	を希望する市民が参加しやすい環境
	見も汲取れるように工夫してほ	1件	づくりを心がけるとともに、より簡易
	しい。		に参加できる市民参加の手法を検討
			し、取組んでいきます。
	市長への手紙をインターネッ		市ホームページから「市長へのメー
	トで受付けるほか、市民の利用が		ル」が送信できるほか、「市長へのた
	多い公共施設、商業施設、病院、		より」の専用はがきを、市庁舎及び各
3	学校等に市長への手紙のポスト	1件	窓口センターをはじめ、市内各地の公
	設置等を行ってほしい。		共施設で配布しており、郵便ポストか
			ら送付することができます。
			なお,現在,市民から市に寄せてい

	ただく意見等には、個人情報やプラ	゚ライ
	バシーに係わる内容が含まれるケ	ケー
	スが多い傾向があります。市の施設	設以
	外の場所に意見を集めるポストを	を設
	置した場合、情報の漏洩等のリスク	クが
	懸念されるため、現時点ではポスト	トの
	設置は考えていません。	

# O <u>1 指針の目的</u> について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	1行目の「市民参加の推進」が		市民参加には二つの側面があると
	何に対するものか示されていな		いうことを「2(2)市政への市民参
	いため、「本指針では、市政への		加」において定義付けていることか
	市民参加の推進に関する~」と		ら、目的の冒頭では「市政への」を加
	し、「市政への」を明示すべきか		えず、「市民参加の推進」とします。
1	と考える。	1件	
1	または「本指針では,市政への	' 17	
	市民参加を推進していくことを		
	目的に,市民参加の推進に関する		
	基本的な考え方や、今後実施すべ		
	き取組を示します。」としてはど		
	うか。		

# O <u>2(2)市政への市民参加</u> について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	2段落目の「市民参加を『①市		御意見のとおり修正します。
	民が直接的に市政に参加するこ		(修正の内容参照)
	と』とします。」を厳密に表現す		
1	る必要がある。「市民参加のうち	2件	
	『①市民が直接的に市政に参加		
	すること』を対象とします。」と		
	修正してはどうか。		

### ○ 2(3)市民参加の4段階 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市民参加を「共有,理解」を加えた4段階とする意味をよりわかりやすくするため,「市政への市民参加を『共有,理解』を第1段階として加えた4段階とし」と修正してはどうか。	2件	御意見のとおり修正します。 (修正の内容参照)

## ○ 3(1)情報の積極的な発信 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	行政からの一方的な発信と読 める。「市民の求めに応じて,必		情報公開については,「つくば市情報公開条例」に基づき既に取組んでい
1	要とされる情報を公開すること とする」と、情報公開についても 言及が必要ではないか。	1 1 件	ます。 ここでは、市民の求めがなくても、 常日頃から積極的に情報を発信して いくことを示しています。

### 〇 4 市民参加の実施 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	行政が主語であるならば,中題は「市民参加の実施」ではなく「市		ここでは、「市民参加の4段階」に おいて、市民が市政に直接的に参加す
1	民参加の推進」が適切ではない		るための具体的な手法の実施を示す
	か。		ことから、「市民参加の実施」として
			います。
	1段落目で「最適な市民参加を		事業の分野や内容・性質などに応じ
	実施していくことを目指しま		て、最も適した手法を実施することを
	す。」とあるが、どのような状態		目標としています。
2	を最適とするのか、判断基準を明	1件	
	確にできないのではないか。「最		
	適」,「実施」という表現をやめ,		
	「市民参加を推進します。」とと		
	どめてはどうか。		

# O 4(1)共有,理解 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	情報公開についても明示することが必要ではないか。	<u>思兄奴</u> 1件	「3 (1)情報の積極的な発信」の回答と同様に、情報公開については、「つくば市情報公開条例」に基づき既に取組んでいます。ここでは、「共有、理解」段階で実施する具体的な市民参加手法につい
			て示しています。

## O 4(2)企画·立案,計画 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	審議会等を行政の通常の勤務		指針3ページの「3(2)参加しや
	時間で行うと、市民の参加するハ		すい環境づくり」において「市民が置
	ードルが高くなる。「市民が委員		かれている状況を十分に考慮した上
	等として参加しやすい曜日・時間		で、市民参加の取組を行う『時間』や
	での開催に取組む」という記述が		『場所』を決定するなど、できる限り
	あることが望ましい。		参加を希望する市民が参加しやすい
	その場合は、行政職員の業務負		環境づくりを心がけます。」と記載し
	荷が高くなる懸念もあるため、柔		ているとおり、市民が委員等として参
1	軟な勤務時間等,行政職員の就業	1件	加しやすい環境をつくることを市民
	体系の見直しも必要と考える。		参加の推進に関する基本的な考え方
			の一つとしています。
			参加しやすい環境づくりは、4段階
			全てに関係するものであり、各段階に
			おいて十分に検討し、取組んでいきま
			す。
			職員の業務負担については,参考と
			させていただきます。

# 〇 5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
	4段落目の検証期間について,		隔年で実施するつくば市市民意識
	社会環境の変化に対応するため		調査の結果を指標の一つとした場合、
1	に3年にするなど、期間をもう少	2件	指針の策定後3年以内では、十分な検
	し短くすべきではないか。		証を行うことができないと考えます。
			「5年を超えない期間ごと」とあると

おり、今後市民参加推進の取組を進め
ていくなかで、3年で検証を行うこと
もできることから、「5年」とします。

## 〇 別紙 市民参加の手法 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市民からの提案による市民発 の話合いの機会として「市民集 会」を加えてほしい。		本指針では、「市民が直接的に市政 に参加すること」を市民参加としてい ることから、ここでは行政が実施する 取組について記載します。
2	「アンケート調査」はサンプルの取り方によって強い恣意性を持った結果が導かれることから、効果的な手法であるとは言いがたい。 また、方法によっては客観的なデータとなり得ないため、概要を見直すべきである。	1 件	御意見のとおり修正します。 (修正の内容参照)

### ■ 修正の内容

### O <u>はじめに</u> について

修正前	修正後
1ページ	1ページ
はじめに 5段落目	はじめに 6段落目
市民参加は、市民が市政に意見を反映さ	市民参加は、市民が市政に意見を反映させ
せるための方法であり、行政が市民自治を	るための方法であり、行政が市民自治を基
基調とした市政を実現していくための重	調とした市政を実現していくための重要
要な取組です。本市は、より一層の市民参	な取組です。本市は、より一層の市民参加
加を推進していきます。そのために, 行政	を推進していきます。そのために,つくば
が市政運営を担うに当たって基本とする	市行政経営懇談会の御意見をいただき, 行
べき、市民参加推進に関する指針を策定し	政が市政運営を担うに当たって基本とす
ます。	るべき市民参加推進に関する指針を策定
	しました。

パブリックコメントではありませんが、本指針策定に当たっての、行政経営懇談会の役割を示すため、文章を修正しました。

## O <u>2(1)市民</u> について

修正前	修正後
2ページ	2ページ
2 (1) 市民	2 (1) 市民
本指針では、「市民」を、市内に在住し	本指針では、「市民」を、市内に在住し
ている個人や、市内に在勤、在学する個人	ている個人や,市内に在勤,在学する個人
のほか、行政以外の市内を拠点とする団	のほか,行政以外の市内を拠点とする法
体,組織(区会・自治会・町内会,地域活	人, 団体,組織(区会・自治会・町内会,
動団体、NPO・ボランティア団体、社会	地域活動団体、NPO・ボランティア団体、
団体・公益団体・研究機関・メディア、企	社会団体・公益団体・研究機関・メディア、
業・事業所など)とします。	企業・事業所など)とします。

パブリックコメントではありませんが、よりわかりやすい文章とするため、団体の前に 法人を加えました。

#### O 2(2)市政への市民参加 について

修正前	修正後
2ページ	2ページ
2 (2) 市政への市民参加	2 (1) 市政への市民参加
本指針では、市政への市民参加を推進し	本指針では、市政への市民参加を推進し
ていくことを目的としていることから,市	ていくことを目的としていることから,市
民参加を「①市民が直接的に市政に参加す	民参加のうち「①市民が直接的に市政に参
ること」とします。	加すること」 <u>を対象</u> とします。

### O 2(3)市民参加の4段階 について

修正前	修正後
2ページ	2ページ
2 市民参加とは	2 市民参加とは
(3) 市民参加の4段階 3段落目	(3) 市民参加の4段階 3段落目
そこで、本指針では、市政における市民	そこで,本指針では,市政における市民
参加を「共有,理解」を加え,4段階とし,	参加を「共有,理解」を <u>第1段階として</u> 加
常に「共有、理解」を図りながら、「企画	えた4段階とし,常に「共有,理解」を図
・立案,計画」,「実行」,「評価・検証」	りながら,「企画・立案,計画」,「実行」,
の各段階において適切な市民参加を検討	「評価・検証」の各段階において適切な市
し、実施していきます。	民参加を検討し、実施していきます。

# 〇 別紙 市民参加の主な実施手法 について

修正前	修正後
7ページ	7ページ
13 アンケート調査	13 アンケート調査
アンケート調査は、複数の団体、組織や	アンケート調査は、複数の団体、組織や
個人に同じ質問をすることでデータの収	個人に同じ質問をすることでデータの収
集を行う調査です。行政にとっては、市民	集を行う調査で <u>あり</u> 市民にとっても容易
意見を反映した政策の形成や評価を行う	<u></u> に参加できる手法 <u>の一つ</u> です。
上で効果的な手法であるとともに、市民に	
とっても容易に参加できる手法です。	